

# 安芸・室戸パシフィックライド開催事業費補助金交付要綱

(平成 28 年 3 月 15 日 要綱第 4 号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、安芸広域市町村圏事務組合補助金交付規則（平成2年規則第1号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、安芸・室戸パシフィックライド開催事業の補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 安芸広域市町村圏事務組合（以下「安芸広域」という。）は、市町村圏の観光振興と地域の活性化に資することを目的に開催する、安芸・室戸パシフィックライドを推進するため、第3条に規定する補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者等)

第3条 安芸・室戸パシフィックライド開催事業に対する補助事業者及び補助対象経費、補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による事業実施計画書及び別記第2号様式による補助金交付申請書を管理者に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に100分の25を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 管理者は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めた場合は、補助金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該事業実施者に通知するものとする。

(補助の条件)

第6条 第2条に規定する補助目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに別記第3号様式による補助事業遅延等報告書を管理者に提出し、その指示を受けること。
- (2) 補助事業の執行に際しては、安芸広域市町村圏事務組合の契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第2条に規定する補助目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。

(補助事業の重要な変更)

第7条 補助事業について次の各号のいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第4号様式による補助金変更申請書を管理者に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業者の変更
- (2) 事業の中止又は廃止
- (3) 事業の施行箇所の変更
- (4) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額
- (5) 事業の内容の重要な部分に関する変更

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第5号様式による補助金実績報告書を管理者に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに管理者にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

2 前項の補助金実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収入及び支出に関する証拠書類の写し
- (2) チラシ、会場レイアウト、当日の写真等実施した補助事業の内容が分かる資料

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した補助事業者において、その金額が減じた額を上回る場合にあっては、当該上回る額）を別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告書を管理者に提出するとともに、管理者の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の支払)

第9条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、管理者が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、確定前にその一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第7号様式による補助金概算払請求書を管理者に提出しなければならない。

3 同条第1項前金での概算払いについては、真に必要な額とし、前金による概算払額は交付決定額の1割を留保するものとする。

(遂行状況の報告等)

第10条 管理者は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	内 容
補助事業者	安芸・室戸パシフィックライド実行委員会
補助対象経費	報償費 賃金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 手数料 広告料 保険料 使用料及び賃借料 委託料 その他管理者が必要と認める経費
補助金の額	予算の範囲内 なお、1千円未満の端数は切り捨てる。